

## 付録2 比推定

家計調査において、全国の市町村を168層に分割していますが、各層に配分している調査世帯数(標本数)の各層の調査対象世帯数(母集団数)に対する比(以下「抽出率」という。)は一定ではありません。集計に当たって、この抽出率を無視すると、抽出率の低い地域が過小評価されることとなります。そこで、国勢調査を基に、168層ごとに抽出率の逆数を比率化したものを調整係数とし、これをウエイトとして、各世帯を加重平均することによって1世帯当たりの支出金額等を算出しています。ただし、抽出率の違いを調整した場合、長期的傾向をみる時に問題となる面を防ぐことができる一方、標本誤差を大きくしてしまう面もあります。そこで、標本数が少ない単身世帯の四半期別結果については、抽出率の違いを無視し、すべての世帯の調整係数を1としています(付録4参照)。

平成12年からは、総世帯結果も公表していますが、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の世帯比率を上記の方法を用いて集計を行うと、国勢調査の結果に基づいて抽出率を求めているために5年ごとに断層を生じることとなります。そこで、単身世帯と二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の世帯数の比率が断層を生じないように調整するために、労働力調査の世帯分布を用いて比例補正を行っています。このように、何らかの信頼性の高いデータを利用して比例補正する方法を比推定といいます。

比推定の方法は、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)と単身世帯別に以下の手順で計算します。

労働力調査の過去1年間の結果を用いて、基準となる世帯数(ベンチマーク世帯数)を算出します。

調整係数の合計値を算出します。

ベンチマーク世帯数を調整係数の合計値で除した比率(比推定比)を求めます。

比推定比を各世帯の調整係数に乗じたものをウエイトとして各世帯を加重平均して1世帯当りの金額等を算出します。

一つの例でみてみましょう。

労働力調査の世帯分布を A とし、家計調査の調整係数の合計値(調整集計世帯数)を B とすると、比推定比 C は A/B で求まります。ここで求めた比推定比を、その該当する家計調査のすべての世帯の調整係数に乗じることにより調整済調整係数を求めます。この調整済調整係数をウエイトとして支出金額等の平均値を求めます。

		労働力調査の世帯分布	家計調査の調整集計世帯数	比推定比
		A	B	C(A/B)
総世帯		1000000	-	-
単身世帯	(年平均)	275861	310901	0.887295313
	(四半期)		750	367.8146667
二人以上の世帯 (農林漁家世帯を含む)		724139	900409	0.804233409

なお、実際には、このような調整係数の調整を以下の該当する区分ごとに行います。

		二人以上の世帯	単身世帯		総世帯	
			四半期	年平均	四半期	年平均
家計収支編	農林漁家世帯を除く	比推定なし	-	-	-	-
	農林漁家世帯を含む	世帯人員4区分 地方区分10区分	男女年齢6区分	男女年齢6区分 地方6区分	左記による集計	左記による集計
貯蓄・負債編	農林漁家世帯を除く	比推定なし	-	-	-	-
	農林漁家世帯を含む	世帯人員4区分 地方区分10区分	-	-	-	-

二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)については、世帯人員(2, 3, 4, 5人以上)別の地方10区分(北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州, 沖縄)の合計40区分ごとに比推定を行います。単身世帯は、男女別の年齢階級(35歳未満, 35～60歳未満, 60歳以上)の6区分ごとに比推定を行います。ただし、単身世帯の年平均結果は、男女年齢6区分に加え、地方6区分(北海道・東北, 関東, 東海・北陸, 近畿, 中国・四国, 九州・沖縄)をクロスした合計36区分を用いて比推定を行っています。

以上の、二人以上の世帯(農林漁家を含む)と単身世帯の結果から総世帯の結果が集計されています。